

定期的に実施される調査の状況について（本学独自調査結果）

定期的に実施される調査の件数 152件

【調査主体別】

出版社・進学情報事業者 64件（42.1%）

旺文社、ベネッセコーポレーション、学研教育出版ほか

官公庁 53件（34.9%）

広島市16 広島県3 文部科学省14 独立行政法人日本学生支援機構9 その他11

協会・協議会 15件（9.9%）

公立大学協会 財団法人アジア学生文化協会 日本図書館協会ほか

マスコミ 12件（7.9%）

読売新聞社 朝日新聞社 日本経済新聞社 文化放送キャリアパートナーズほか

予備校 8件（5.2%）

河合塾 代々木ゼミナール 駿台予備校ほか

【依頼内容別】（主なもの（重複を含む。））

入試に関すること 80件（52.6%）

入試情報（試験内容、日程、募集人員、入学金、学費）、入試結果（受験者数、合格者数、合格者の平均点）、オープンキャンパスの実施内容など

就職に関すること 23件（15.1%）

就職者数、就職ガイダンスの実施予定など

大学の基礎情報に関すること 18件（11.8%）

学生数、教職員数、学部数、学科数など

国際交流に関すること 13件（8.5%）

留学生数、国際交流の実績など

総務に関すること 10件（6.6%）

電力、水道及びガスの使用量、廃棄物排出量、高齢者等の雇用状況など

参考資料7 教育情報の公表に関する認証評価の取組

- 認証評価制度は、全ての大学が7年に一度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）の評価を受ける制度。
- 教育情報の公表・活用の在り方については、認証評価との関わりで、例えば以下の3つが論点になりうると考えられる。

1. 教育情報の公表状況の確認

- 教育情報の公表に関する制度改正を踏まえ、第2サイクルの認証評価では、教育情報の公表の状況について確認する。
(→各認証評価機関の評価基準について、P.55～56参照)
 - 認証評価を通じて、より分かりやすい教育情報の公表の取組を支援することについて。

2. 大学の基礎的な情報の収集

- 評価の実施にあたり、評価の根拠となる各大学の自己評価書に加えて、基礎的な情報に関するデータ集の作成・提出を求めている。
(→認証評価機関が収集している情報の項目について、P.56～58参照)
 - 統計など各種の調査と共通する項目もあり、その取扱について。

3. 評価結果の公表

- 認証評価の結果をインターネット等で公表することとされており、各機関のホームページで大学ごとの評価報告書を公表している。
(→認証評価機関の評価報告書の構成(優れた点などへの言及)について、P.58参照)
 - 大学ごとの評価報告書の公表に加えて、各大学の特色などを分かりやすく発信することについて。

参考：認証評価制度について

1. 概要

- ・国公私の全ての大学、短期大学が、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける制度
- ・大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに認証評価を受ける

2. 目的

- ・各大学の状況が、設置基準等の法令に適合していることの確認
- ・各大学の自主的・自律的な質保証、向上の取組の支援
- ・各大学の特色ある教育研究の進展

3. 認証評価機関が行う評価

- ・認証評価機関が認証評価を行う際は、機関ごとに定める大学評価基準に基づいて行う
- ・大学評価基準は、文部科学省令において大枠は定まっているが、詳細な基準は、大枠の範囲内において認証評価機関が自ら定める

1. 教育情報の公表状況の確認

○認証評価機関では、教育情報の公表の制度化を受け、大学評価基準を改訂し、各大学における教育情報の公表に状況について確認することとしている。

(1) 大学基準協会

○「大学基準」及びその解説（平成23年度以降）

[内部質保証]

10大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

(解説)

大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。

また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。(以下、略)

◆点検・評価項目◆

評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	自己点検・評価の実施と結果の公表	【教】自己点検・評価及び認証評価制度(第109条)
	情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応	【教規】教育研究活動等の状況に係る情報の公開(第172条の2)

(2) 大学評価・学位授与機構

○ 大学機関別認証評価大学評価基準(平成24年度以降)

基準10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

基本的な観点

10-1-① 大学の目的(学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。

(3) 日本高等教育評価機構

○ 大学機関別認証評価実施大綱(案)(平成24年度以降) ※関係機関へ意見照会中のもの。

基準3 経営・管理と財務

領域:理事会、ガバナンス、経営の規律、執行体制、財務基盤・収支、財務情報の公開、会計

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示 (評価の根拠となる事実)
3-1. 経営の規律と誠実性	3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守 3-1-⑤教育情報・財務情報の公表	・法人及び大学の運営状況に関する情報の公表の状況(項目、内容、手段等)を示す資料

(4) 短期大学基準協会

- 短期大学評価基準(平成24年度以降)

基準IV リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップとガバナンスが発揮されていることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

IV-C ガバナンス

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

2. 大学の基礎的な情報の収集

- 各認証評価機関は、評価において必要となる定量的なデータなどの教育情報について、各大学に提供を求めている。
- データの項目には、各認証評価機関に共通のものとして、各認証評価機関が独自の考え方にに基づき評価を実施するために用いるデータがある。

(1) 大学基準協会「『大学評価』申請用 大学基礎データ」

【項目】

[平成22年度]

[平成23年度]

【I 教育研究組織】

全学の設置学部・学科、大学院研究科等(名称、開設年月日、所在地)

【II 教育内容・方法等】

開設授業科目における専兼比率、単位互換、卒業判定、就職・大学院進学状況、国家試験合格率、公開講座、学生の国別国際交流、教員・研究者の国際学術研究交流

【III 学生の受け入れ】

学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移、学生定員及び在籍学生数

【IV 教員組織】

全学の教員組織(専任教員数、専任教員一人当たりの在籍学生数、兼任教員数、実務家教員数、事務組織)専任教員(個別表、年齢構成、担当授業時間、給与)

【V 研究環境】

専任教員(教育・研究業績、研究費(実績)、研究旅費) 学内共同研究費、教員研究費内訳、科研費の採択状況、学外からの研究費の総額と一人当たりの額、教員研究室

【IV 施設・設備等】

校地、校舎、講義室・演習室等の面積、主要施設の概況

【VII 図書・電子媒体】

図書、資料の蔵書数及び過去の受入れ状況、図書館利用状況、学生閲覧室

【VIII 学生生活】

奨学金給付・貸付状況、学生相談室利用状況

【IX 財務(私立大学のみ)】

消費収支計算書関係比率(法人全体)、消費収支計算書関係比率(大学単独)、貸借対照表関係比率

【X 情報公開・説明責任】

財政公開情報(私立大学、公立大学法人)

【I 教育研究組織】

全学の設置学部・学科、大学院研究科等(名称、開設年月日、所在地)

【II 教員組織】

全学の教員組織(専任教員数、専任教員一人当たりの在籍学生数、兼任教員数、実務家教員数)

【III 学生の受け入れ】

学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移、学生定員及び在籍学生数

【IV 施設・設備等】

校地、校舎、講義室・演習室等の面積

【V 財務(私立大学のみ)】

消費収支計算書関係比率(法人全体)、消費収支計算書関係比率(大学単独)、貸借対照表関係比率

※大学基準協会では、平成23年度に、従前54項目であったものを8項目に削減している。なお、削減された表のうち自己点検・評価報告書の内容にかかわるものについては、根拠資料として大学独自の様式に基づいて作成し提出することが求められている。

2 (2) 大学評価・学位授与機構「大学現況票」

【項目】

【教育研究組織等】

- 学部・学科、研究科・専攻（専門職大学院含む）、別科・専攻科
- ・修業年限
- ・入学定員
- ・編入学定員
- ・収容定員
- ・学位（付記する名称）
- ・平均入学定員充足率
- ・開設年度
- ・所在地

【教員及び教育支援者】

- 学部・学科、研究科・専攻（専門職大学院含む）
- ・専任教員数
- ・非常勤職員数
- ・研究指導教員数
- ・研究指導補助教員数
- 教員以外の職員等
- ・事務職員（専任・非常勤）
- ・事務職員のうち主に教育支援者（専任・非常勤）
- ・技術職員（専任・非常勤）
- ・技術職員のうち主に教育支援者（専任・非常勤）
- ・図書館専門職員（専任・非常勤）
- ・その他の職員（専任・非常勤）

【教育内容及び方法】

- 学部・学科、研究科・専攻（専門職大学院含む）
- ・1学年の学期区分
- ・1学期の授業期間
- ・1時限の授業時間
- ・卒業（修了）要件単位数
- ・履修科目の登録の上限

【施設・設備及び学生支援】

- ・校地等
- 校舎敷地面積（専用・共用）
- 運動場用地（専用・共用）
- ・校舎等
- 校舎面積（専用・共用）
- 教員研究室（学部等名称、室数）
- 教室等施設（講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設、語学学習施設）
- ・図書館・図書資料等
- 面積
- 閲覧座席数
- 開館時間
- 図書数、学術雑誌数、視聴覚資料その他の数
- ・体育館その他の施設
- 体育館面積
- 体育館以外のスポーツ施設・講堂・寄宿舎・課外活動施設その他

2 (3) 日本高等教育評価機構「自己評価報告書・データ編」

【項目】

【全体概要】

- ・設置学部・学科・大学院研究科の名称、設置認可年月日、開設年月日、所在地（開設予定含）
- ・学部構成（大学・大学院）
- ・学部・学科・大学院研究科の学生定員及び在籍学生数
- ・全学の教員組織（学部、大学院等）
- ・大学の職員数
- ・附属校及び併設校、附属機関の概要
- ・外部評価の実施状況

【教育課程関係】

- ・授業科目の概要
- ・成績評価基準
- ・修得単位状況（前年度実績）
- ・年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（終了）要件（単位数）
- ・単位互換協定に基づく単位認定の状況及び単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況（前年度実績）
- ・海外提携校と単位互換

【学生関係】

- ・学部の入学者の構成
- ・学部・学科の志願数、合格者数、入学者の推移（過去5年間）
- ・出身高校の地域別、学部別、志願者数、入学者数
- ・大学院研究科の入学者の内訳（過去3年間）
- ・学部・学科別の在籍者数（過去5年間）
- ・学部・学科別の退学者数の推移（過去3年間）
- ・学部の卒業者数と卒業判定（過去3年間）
- ・学生相談室、医務室、就職相談室等の利用状況
- ・奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
- ・学生への課外活動の支援状況（前年度実績）
- ・社会人、編入、転入学生等への支援制度、支援体制及び活用状況（前年度実績）
- ・就職状況（過去3年間）
- ・卒業後の進路の状況（前年度実績）

【教員関係】

- ・専任教員の学部、研究科ごとの男女別、年齢別の構成（うち外国人の数を含む）
- ・学部の専任教員1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）
- ・学部、学科の開設授業科目における専兼比率
- ・産学官連携による教育研究活動（学内共同研究を除く）
- ・専任教員に分配される研究費（前年度実績）
- ・専任教員の研究旅費
- ・教員研究費内訳（過去3年間）
- ・当該年度における科学研究費補助金の採択状況（過去3年間）
- ・教員研究室の概要

【職員関係】

- ・職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別・男女別・年齢別）
- ・業務委託の内容

【財務関係】

- ・消費収支計算書関係比率（法人全体）（過去5年間）
- ・消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）
- ・貸借対照表関係比率（法人全体）（過去5年間）
- ・財務公開状況（前年度実績）

【教育研究環境関係】

- ・校地、校舎等の面積
- ・講義室、演習室、学生自習室の概要
- ・学部の学生用実験・実習室の面積・規模
- ・附属施設の概要（図書館除く）
- ・その他の施設の概要
- ・図書、資料の所蔵数
- ・情報センター等の状況
- ・学生寮等の概要
- ・学生閲覧室等
- ・博物館等の概要

【社会連携関係】

- ・大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績）
- ・公開講座等の実施状況

2 (4) 短期大学基準協会「自己点検・評価の基礎資料」

【項目】

【学校法人及び短期大学の沿革】

【学校法人の概要】

・機関名，所在地，入学定員，収容定員，在籍者数

【学校法人・短期大学の組織図】

【立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ】

・学生の入学動向

(過去の実績と未来の予測，学生の出身地別人数及び割合

[過去5年間])

【前回の評価における課題等に対する向上・充実の状況】

【学生データ】

(過去5年間)

・入学定員，入学者数，入学定員充足率

・収容定員，在籍者数，収容定員充足率

・卒業者数，退学者数，休学者数，就職者数，進学者数

【短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要】

・教員組織の概要(専任教員数，非常勤教員数)

・教員以外の職員の概要(専任，兼任)

・校地等(校舎敷地・運動場等(専用面積，共用面積，共用する他の学校の面積，在学生一人当たりの面積等))

・校舎(専用面積，共用面積，共用する他の学校の面積等)

・教室等(講義室数，演習室数，実験実習室数，情報処理学習室数，語学学習施設数)

・専任教員研究室数

・図書(図書数，学術雑誌数，視聴覚資料数，機械・器具数，標本数)

・図書館(面積，閲覧席数，収納可能冊数)

・体育館(面積，体育館以外のスポーツ施設の概要)

【短期大学の情報の公表について】

・学校教育法施行規則において公表すべきとされている事項の公表方法等

・学校法人の財務情報(財産目録，貸借対照表，収支計算書，事業報告書，監査報告書)の公開方法等

【各学科・専攻課程ごとの学習成果について】

【オフキャンパス，遠隔教育，通信教育，その他の教育プログラム】

【公的資金の適正管理の状況】

3. 評価結果の公表

○ 認証評価機関は，認証評価の結果をインターネット等で公表することとされており，ホームページで，大学ごとの評価報告書を公表している。

○ 評価報告書では，判定結果に加えて，優れた点など大学の特色に関わる内容に言及している。

(1) 大学基準協会

評価報告書の構成：評価結果，総評，大学に対する提言(長所として特記すべき事項，勧告，助言)

→大学が掲げる理念・目的・教育目標の実現に向けての取組に有効性が顕著に見られる場合，長所として取り上げている。大学の特色を示すものとして特記すべき点があれば，積極的に取り上げている。

(2) 大学評価・学位授与機構

評価報告書の構成：認証評価結果，基準ごとの評価(評価，評価結果の根拠・理由，優れた点，改善を要する点)，その他参考資料(自己評価書等)

→自己評価書から，特に重要と思われる点を「優れた点」として抽出している。

①大学の目的・目標に照らして，優れていると判断されるもの

②大学の目的に照らして，特色ある，又は個性ある取組であり，成果が上がっていると判断されるもの。

③教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり，成果が上がっていると判断されるもの。

④大学一般に期待される水準から見て，優れていると判断されるもの。

(3) 日本高等教育評価機構

評価報告書の構成：評価結果，総評，基準ごとの判定(判定，判定理由，優れた点，改善を要する点)

→使命・目的に沿った制度等が十分に整備され，機能していると判断される場合に，「優れた点」として記述している。

(4) 短期大学基準協会

評価報告書の構成：大学概要，評価結果，評価結果の事由(「総評」，「3つの意見(特に優れた取組と評価できる事項，向上・充実のための課題，早急に改善を要すると判断される事項)」，「領域別評価結果」)

→訪問調査におけるピア・レビューにおいて，短期大学と評価チームとの対話により「特に優れた試み」と評価された内容を記述している。